

# 平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（  新設  拡充  延長  その他 ）

No	8	府省庁名 厚生労働省
対象税目	個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 事業税 <input type="checkbox"/> 不動産取得税 固定資産税 <input type="checkbox"/> 事業所税 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
要望項目名	理容師・美容師養成施設の修得者課程に係る非課税措置の創設	
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 理容師・美容師のいずれか一方の養成施設を卒業した者が他方の資格を取得する際に履修できる教科課程として理容師・美容師養成施設が設けることができるようになった修得者課程</p> <p>・特例措置の内容 理容師・美容師のいずれか一方の養成施設を卒業した者が他方の資格を取得するために履修する修得者課程について、法人住民税、事業税、事業所税の非課税措置を創設する。</p>	
関係条文	<p>地方税法第25条第1項、第2項、第72条の5第1項、第701条の34第2項 地方税法施行令第7条の4、第15条、第56条の22</p>	
減収見込額	<p>[初年度] 精査中（ ） [平年度] 精査中（ ） [改正増減収額]（単位：百万円）</p>	
要望理由	<p>（1）政策目的 修得者課程に法人税・事業税等の非課税措置を講ずることで、理容師・美容師養成施設における修得者課程の設置を促進し、理容師・美容師のいずれか一方の養成施設を卒業した者が他方の資格を取得しやすくする。</p> <p>（2）施策の必要性 平成27年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」において、理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しやすくするため所要の措置を講ずるべき、とされた。 これを受け、平成29年3月、理容師法施行規則及び美容師法施行規則等の改正を行い、平成30年4月から、理容師・美容師のいずれか一方の養成施設を卒業した者が他方の資格の養成課程を履修する場合に、修業期間を短縮する修得者課程を設けることができることとされた。 現在、通常課程での技芸の教授は、非収益事業として法人税・事業税等が非課税であることから、新設された修得者課程についても、法人税・事業税等を非課税とする必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案	なし	
		ページ 8—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること 施策目標1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること
	政策の達成目標	理美容師養成施設への修得者課程の設置を促進し、理容師又は美容師のいずれか一方の養成施設を卒業した者が他方の資格を取得しやすくする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	精査中
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	精査中
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	全国の理美容師養成施設に修得者課程の設置を促進し、理容師・美容師のいずれか一方の養成施設を卒業した者が他方の資格を取得しやすくするためには、全国あまねく効果がいきわたる税制による措置を講ずることが適当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	修得者課程に法人税・事業税等の非課税措置を講ずることで、理容師・美容師養成施設における修得者課程の設置が進み、理容師・美容師のいずれか一方の養成施設を卒業した者が他方の資格を取得するために他方の資格の養成課程を履修しやすくなる。
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—
ページ	8—3